

8月1日以降の「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請手続き

「限度額適用認定証」（住民税非課税世帯、低所得者Ⅰ・Ⅱの方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日までとなっております。

自動更新ではありませんので、8月1日以降も引き続き認定証が必要な方は、8月になりましたら申請手続きをお願いいたします。

○手続きに必要なもの

- ・ 国民健康保険の被保険者証
- ・ 現在交付されている認定証
- ・ 個人番号（マイナンバー）が確認できるもの
- ・ 印かん

※ 国民健康保険税に未納があると交付できない場合があります。

※ 70歳以上75歳未満で所得区分が「現役並み所得者Ⅲ」、「一般」の方は高齢受給者証を兼ねる被保険者証で所得区分が確認できるため、認定証は必要ありません。

（「現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ」「低所得者Ⅰ・Ⅱ」の方は必要です。）

■所得区分表

所得区分		条件
現役並み所得者	Ⅲ（課税所得690万円以上）	同じ世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国民健康保険の被保険者がいる方
	Ⅱ（課税所得380万円以上690万円未満）	
	Ⅰ（課税所得145万円以上380万円未満）	
一般		現役並み所得者、低所得者Ⅰ・Ⅱ以外の方
低所得者Ⅱ		同じ世帯の世帯主と国民健康保険の被保険者が住民税非課税の方（低所得者Ⅰ以外の方）
低所得者Ⅰ		同じ世帯の世帯主と国民健康保険の被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる方

問 住民課 国保年金班 ☎84-1214

ジェネリック医薬品を活用しましょう

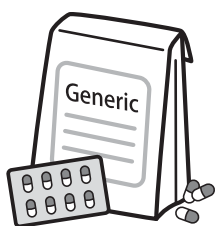
新薬と同じ主成分で製造され、開発にかかる費用も少ないため安価なジェネリック医薬品を活用しましょう。

ジェネリック医薬品を希望する場合は、医師、歯科医師、薬剤師に相談してください。

言い出しにくい場合は、「ジェネリック医薬品希望カード」または「ジェネリック医薬品希望シール」を貼った被保険者証、おくり手帳」を提示しましょう。

（すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではなく、治療方針や薬の在庫などによりジェネリック医薬品に変更できない場合があります。）

申問 住民課国保年金班  
☎(84) 1214



介護保険料が決定しました

普通徴収に該当する方へ納入通知書を7月中旬に送付します。

■保険料の納め方

■特別徴収

年金支給月に年金から介護保険料が差し引かれます。

■普通徴収

納付書により金融機関や郵便局、役場出納室で納めてください。

■口座振替

各納期限日に口座から保険料が引き落とされます。

■新たに65歳になった方

令和2年4月2日以降に65歳になった方は、令和2年度は年金から介護保険料が差し引かれないため、納付書により納めてください。

■口座振替をお勧めします

申込は、口座のある金融機関または郵便局に通帳、機関届出印、介護保険料の納付書を持参して手続きをしてください。

問 福祉課介護班  
☎(84) 1257